

公園緑地

PARKS AND OPEN SPACE

古都保存法施行50周年

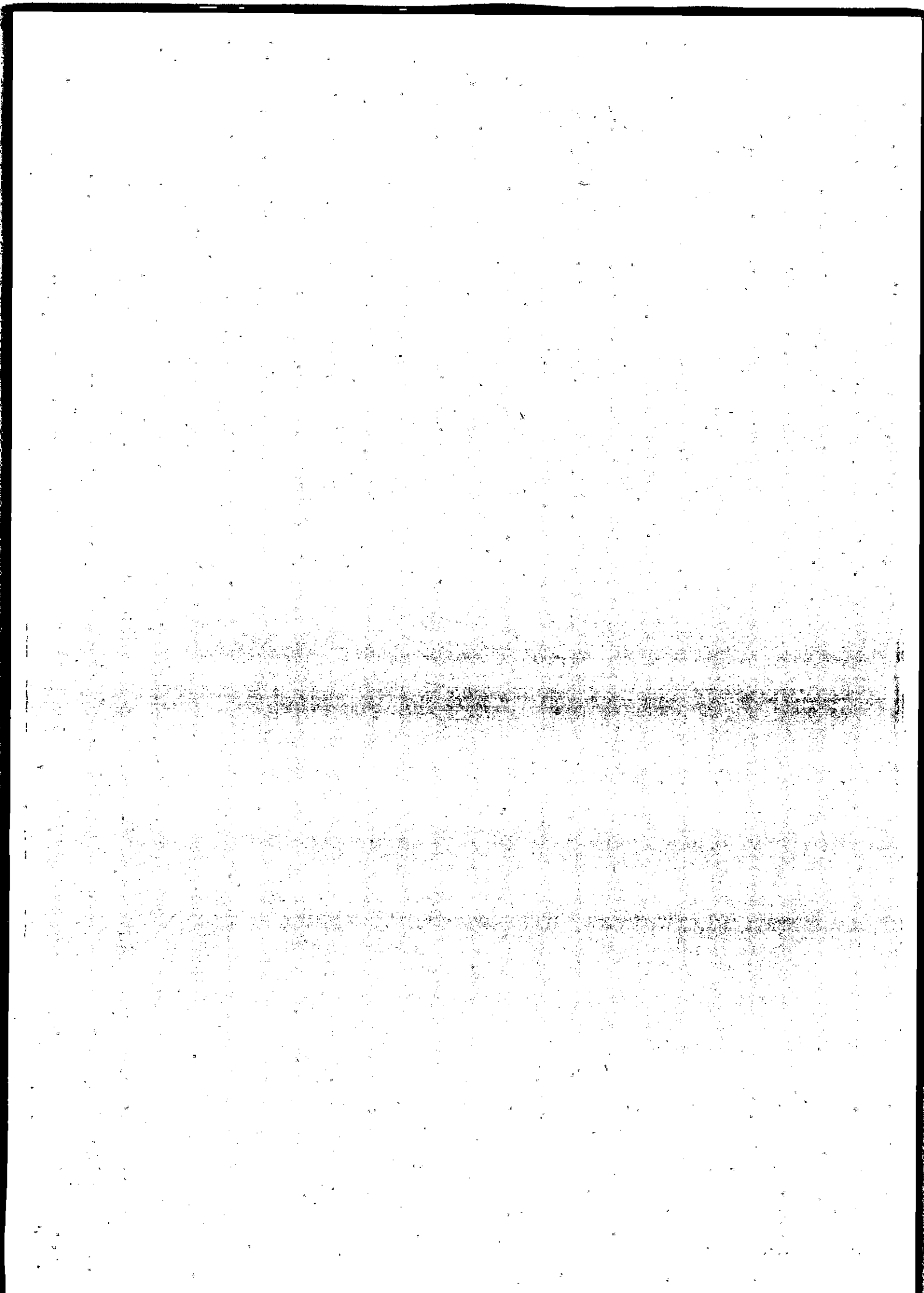
50th Anniversary of the Ancient Capitals Preservation Act Enforcement



一般社団法人 日本公園緑地協会
Parks and Open Space Association of Japan

Dec. 2016
VOL. 77

4



古都保存制度 50 年の 歴史的な意義と全国展開

Historical Significance of Five Decades of the Ancient Capital Preservation Policy and its Nation-wide Deployment

越澤 明

北海道大学名誉教授／元社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会長／鎌倉市市政功労者
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University, Former Chair of the City Planning and Historic City Preservation Division, Council for Infrastructure Policy, MLIT, Meritorious Citizen of the City of Kamakura)

1. 古都保存の先駆けとなった風致地区制度

昭和14年、国の公園緑地行政を担っていた内務省都市計画課が中心となり、東京50km圏を対象とする東京緑地計画を策定し、東京の膨張を抑制するため東京市の外周に環状緑地帯を設定し、都市計画法も改正され、都市計画施設に緑地が追加された。横浜、名古屋、大阪、神戸、北九州などで緑地計画が策定され、緑地や風致地区が都市計画決定された。

戦前の風致地区の指定と戦後の推移について図面を含めて総括的にまとめた記録を国は作成していない。大都市の膨張を抑制する緑地計画の観点と風致景観の維持創造を目的とする風致地区の指定は、指定地が重なる場面もあるが、異なる考え方で指定されることもある。戦前の京都や鎌倉では市街地外周の丘陵部に対して、環状に広範囲に風致地区が指定されているが、それは大都市の膨張抑制ではなくて、むしろ、今日の歴史的風土保存の考え方の先駆けとして指定されているとみなせる。その意味で、戦前の風致地区制度は古都保存制度の先駆けという意味も持っていた。

昭和40年代に、大都市では市街化区域内の風致地区がかなり解除され（例えば、名古屋の高級住宅地＝八事一帯）。都市化の圧力の中で、緑地・景観行政は後退を余儀なくされたが、一方、古都保存法と首都圏近郊緑地保存法が制定されたことは、緑地・景観行政としては大きな第一歩であった。

2. 社会資本整備審議会における審議

平成13年から10年間、私は国土交通省の社会資本整備審議会の委員に就任し、平成17年からは都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会長、平成21年からは都市計画・歴史的風土分科会長として、古都保

存行政の法制度と政策形成に学識者として関わったが、その間、以下のような審議が行われた。

① 明日香村に関する審議

全村が歴史的風土保存区域に指定されている明日香村について、歴史的風土審議会（著者は専門委員の1人）時代の議論を踏まえた形で議論を進めた。初めて明日香村の現地を訪れた際、村全体に広がる田園景観が農業で守られているにも関わらず、全国一律の減反政策が適用され、村にとって死活問題となっていた。そこで、私は、委員の平野侃三先生とともに奈良県内での減反割当面積の調整による解決を発言したが、当時の農林水産省当局者は認めなかった。今であれば時代が変わり、減反適用除外も考えられるが、古都保存のための新たな制度展開の必要性を痛切に感じた。



京都市の風致地区の変遷図(昭和5年～昭和42年)
出典：越澤明「新都市」平成22年1月号、巻頭頁

同時期には、キトラ古墳などの発掘が進み、また斉明天皇（皇極天皇）時代の亀形石造物など巨石と水を使った庭園遺構、史跡指定地内での建築行為も目の当たりにする中で、これらの法制度を駆使して守り、活かしていくことなども審議した。国・奈良県・明日香村の連携により、全村の歴史的風土を守るために、むしろ創造的活用を図るという方向に理念を転換して、明日香交付金制度拡充も実施した。

②景観緑三法に関する審議

平成14年には、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会に設置された公園緑地小委員会の委員長を務めた。今後の緑とオープンスペースの確保方策の審議を行ったが、その本音は公園緑地法の制定である。平成15年4月の小委員会報告で、都市公園法と緑地保全法の統合強化を記した。

法案を検討する中で、都市公園法のような公物管理の法律と都市緑地保全法のような規制法の一体化は避けた方がよいとの法制的判断もあり、仕切り直しとなった。景観法制の新規導入とセットで、「景観緑三法」制定へと方向転換し、平成16年の都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律として、実現した。

景観法の制定は戦後の旧建設省行政の歴史的な転換点となったと評価されるべきで、当時の青山事務次官、竹歳都市局長、石井都市計画課長、稗田公園企画官、法制局の山崎参事官（次の都市計画課長）の功績を学識者の立場で記しておく。官僚の固有名詞が出るような評価は学識者でなければ記載できないためである。

③大津市の古都指定に関する審議

大津市は人口増加が続き、マンション問題が生じ、琵琶湖の湖畔では既存マンション住民が隣のマンション新築の総合設計を認めた市長を訴える事態になった。



平成16年の報道、大津市10番目の古都指定

大津市役所と大津市議会の合同勉強会に呼ばれた私は、将来の古都指定も意識した質の高い景観行政の導入を提案し、市の審議会など公的組織で政策審議する必要性を述べた。

公的な計画やルールが存在し、良好な景観が保たれることは事業者としてもメリットがあるはずで、開発・建築を許容しつつ上手にコントロールすることが必要であった。大津市都市計画審議会に景観形成専門委員会が設置され、私は委員長の立場で関わった。

その後、大津市での議論と同時並行で、国では、社会資本整備審議会において、延暦寺や三井寺、石山寺、琵琶湖疏水など歴史的な資産の意義を認めて、大津市の古都指定は妥当であると答申され、平成15年10月、大津市は古都指定を受けた。この結果、例えば、京都市と大津市に寺域がまたがる延暦寺は京都市内と大津市内が同じく古都指定を受けることになった。大津市は古都保存法による最後の指定となっているが、私は福岡都市圏内に存在する大野城・水城・太宰府は文化財行政のみでは保存活用が困難であり、古都保存行政の立場で一度は真剣に検討すべきと考える。

④歴史まちづくり法に関する審議

日本で有数の城下町である金沢市、萩市などは、立法当時から古都保存法の対象外であり、長年、地元自治体の自己努力で、歴史文化資産を後世に伝える多様な取り組みが実施されていた。

明治以降、お城一帯は城址公園や風致地区が指定され、上級武家地は官公庁となり、下級武家地は民有地となり、武家屋敷の多くは失われた。商人町・職人町の町並みは戦災や建て替えて失われた場合が多い。それでも、老舗などの風情と情緒のある町並みが全国各地で星のように存在していた。

しかし、老舗・職人の近代化、移転、廃業、相続により、大小の由緒ある町屋が売却され、取り壊され、マンション化する事例が全国的に増加した。歴史的な都市で、建て替え動向が存在し、容積率が高い歴史的な中心市街地が、施策対応が切実に必要な場所であり、歴史・文化のまちづくりを実効性のある現代の都市政策として、具体化することが必要であるとの問題意識を私と公園緑地課は持っていた。

景観法の制定は大きな意義があった。しかし、景観法のスキーム（法的な裏付けを持った計画と法規制）のみでは、進行中の町屋喪失の防止、町屋の自力移築・

復元活用は到底困難であった。古都法制定40周年の実績を踏まえて、周辺緑地ではなく、城下町などの中心市街地を想定して、歴史都市の保存継承に関する新たな法制度を創設し、文化財行政と都市計画・公園緑地行政の全面的な連携を図ることが必要であった。

平成17年6月に、社会資本整備審議会歴史的風土部会(歴史的風土審議会の継承組織)に「古都保存行政の理念の全国展開小委員会」を設置し、古都の全国展開をどう進めるべきか審議した。さらに、平成19年5月に、「歴史的風土の保存・継承小委員会」を設置し、審議を継続した。大原謙一郎さん、セーラ・マリ・カミングスさん、陣内秀信教授、益田兼房教授(文化庁OB)、竹内誠江戸東京博物館長など多彩な文化人が委員就任を快諾し、新たな法制度導入の必要性を後押しした。委員の人选は私と事務局で行い、局幹部にそのまま認められた。

歴史的風土部会の小委員会で審議を開始する前に、事前に、金沢市の山出市長、近江八幡市の川端市長、萩市の野村市長のご意見を伺うために訪問した(金沢は筆者単独で、近江八幡と萩は公園緑地課職員が同行出張)。三市の首長は、共通して、自分たちの長年の取り組みを国が評価する、応援するのはありがたいので是非、審議会で検討して欲しいという考えであった。

審議会での政策検討には現地視察し、地元首長の意見は聞くことは欠かせないため、金沢市と犬山市で小委員会を開催し、地元新聞でも大きく報道された。

平成20年2月に国土交通大臣へ答申を行い、同年5月の歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)の制定につながった。



犬山市で開催した歴史的風土の保存・継承小委員会(平成17年11月26日)、
撮影：国土交通省

3. 古都保存や歴史まちづくりへの期待

戦前からの取り組み、直近での審議会での審議などを経て、古都保存行政は50周年、歴史まちづくり行政は10周年に近づいている。古都保存および歴史と文化のまちづくりに対する新たな期待について、主に官民連携や観光振興などの観点から述べておきたい。

① 市民との協働の促進とそれに対する支援

議員立法による古都保存法の制定に功績があり、日本初のナショナルトラスト運動とも評価され、鎌倉の古都保存に大きな役割を果たしてきた公益財団法人鎌倉風致保存会が、平成28年度都市緑化功労者国土交通大臣表彰などを受賞したことは喜ばしい。同会は、一般参加を募りながらボランティア活動を行っている。行政が長年買い取ってきた土地や建物のストックを良好な形で維持するために、官と民の間に立つ中間的組織が重要である。

また、長浜まちづくり株式会社では、歴史まちづくり法制定を契機に、中心市街地活性化の取り組みを歴史と文化の視点で進化させている。町年寄を務めた豪商邸宅を管理・公開する一方で、小さな空き家の修復・入居者斡旋というきめ細かな活動を行っている。

このような中間的組織は、全国の著名な商店街や大企業本社の都心部ではエリアマネジメントとして盛んになってきた。古都保存の活動、歴史・文化のまちづくりは、経済活動、収益活動とは直結しにくいいため、組織基盤が脆弱である。そのため、国、自治地、地元企業が多様な支援を講じる工夫と知恵が必要ではないか。空き家の修復・活用、観光振興とのタイアップ、地場産業活性化と伝統工芸や食文化の職人育成の取り組みとの密接な連携、工夫がより一層大事になる。

② 古都指定都市等が日本の良質な観光を先導する

古都保存法制定40周年にあたり、私は『公園緑地』で、「歴史的風土の凍結型保存のみの政策から脱却し、古都というブランド、文化、景観、緑、地場産業を生かす歴史的資産の創造的活用、良質なまちづくり、観光振興へ展開を図ることが求められている」と記した。東京都心が繁栄する中で、地方都市は交流人口を増やし、地場産業の付加価値を高め、地域資源に美しさとオンリーワンの個性に磨きをかけることが、必要不可欠で、地方都市が生き残る道でもある。

日本の総人口が長期的に低下し、一方、訪日外国人

旅行者が増加する中で、観光が今後の基幹産業の1つとして発展するかどうかは、日本の地方都市が訪れたい場所なのかどうかで決まる。歴史と文化に裏打ちされた品格と情緒と個性ある地方都市の存在が、観光立国日本が成立するかどうか、決め手となる。

観光地として魅力と質は、市街地に中核が人を引きつける魅力を持っているかどうかで決まる。中核には、文化財保護法、都市公園法、歴史まちづくり法、社会資本整備総合補助金など国の支援を受けた城址公園、本丸御殿、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財の建物、登録有形文化財の建物があり、新設の博物館、駅前広場、駐車場、道の駅、公共温泉は景観に配慮して丁寧に建築されている。そして、ホテル、旅館、民間店舗は町並みに調和するように修復・改築・新築されている。その中で、買い物、食事、温泉、工芸体験を味わう楽しみが、東京観光（浅草、築地、六本木、原宿など）とは別次元の楽しみを享受できる。

古都保存法の指定対象は、古代から応仁の乱までの時期の朝廷・幕府の所在地にほぼ限定され、明日香、奈良、京都、鎌倉の4地域となっている。

歴史まちづくり法の認定都市は、著名な城下町から認定が開始されたが、地元自治体の自発的な意欲と関心が多様に全国展開し、立法時の予想を上回り、すでに全国で約60都市が認定を受けている。

全国の観光地の魅力と個性と価値を高めていくためには、古都指定都市や歴史まちづくりに取り組む都市が先頭に立ち、歴史と文化の香りがする佇まい、情緒を醸し出す空間とづくりと資産づくりの点で、先導していったほしい。

③ 日本らしい美しさを守り、次世代に継承を

本年9月、天皇陛下とサウジアラビア副皇太子が皇居・御所にて面談する様子を宮内庁が公開した。この1枚の写真は海外で注目され絶賛された。簡素な木質系インテリアの応接の間に、陛下と殿下の間には、小さな花瓶が一つ置かれた。研ぎ澄まされた日本の伝統的な美意識と威厳が存在していると、海外では理解され、評価されたようである。

簡素で繊細な感性にもとづく建造物、室内空間、生活道具が日本の美の本質である。食文化を含めた伝統工芸、地場産業が歴史都市の個性と価値を決めている。

歴史まちづくり法では、金沢、萩、高山、彦根、亀山という第一次認定5都市に続いて、岐阜県美濃市・

郡上市、群馬県甘楽町などの小都市は創意・工夫を続けている。島根県松江市は歴史まちづくり法認定、天守国宝指定により、さらに次の展開に向かっている。

富田林市は大阪府で唯一、重要伝統的建造物保存地区が指定されており、「日本の歴史的風土百選」認定が地元の自信となり、日本で有数の寺内町では活性化と町屋再生に顕著な成果を上げてきた。富田林市は歴史まちづくり法を選択せずに、まちづくりを展開した成功事例で、これも地元自治体の考え方である（富田林市のまちづくり助言を市の依頼で私は行った）。

鎌倉は、日本の歴史で初めて武家政権が誕生した地であり、鎌倉武士の価値観と知的水準により、武士道が生まれ、金沢文庫が作られ、鎌倉五山の禅宗文化が育まれた。足利幕府は京都に置かれ、今日の京都の歴史的風土と国宝・重要文化財は、朝廷公家文化と室町武家文化が融合して形成され、後者に関わるものが多い。鎌倉の鶴岡八幡宮の背後に、毛利氏（初代は太江広元。幕末の討幕の密勅は天皇から臣大江に発した）と島津氏（初代は近衛家の家来、頼朝の子と島津氏は記す）の墓が隣り合い、江戸時代に長州藩と薩摩藩は墓所を整備・管理していた。つまり、鎌倉は武家政権の発祥の地で、終焉の地でもあり、武士道と禅が誕生した地であり、日本人の精神基盤をつくった都市でもある。

鎌倉幕府は二度の元寇襲来を食い止めたが、日本人が考える以上に世界史的な意義を持っている。元寇を食い止めたことで、蒙古帝国の西進が止まり、西欧はモンゴルの影響下とならず、西欧キリスト教文化が存続した。このような千年を俯瞰した大きな歴史観とその世界的な意義を説明する骨太の思想は、鎌倉市と神奈川県が原案作成し、取り下げに至った世界遺産認定申請書には、残念ながら、まったく存在しなかった。歴史と文化のまちづくりの取り組みは、日本の歴史と文化と価値観を再確認する作業でもある。

最後に、古都における歴史的風土は日本人、日本民族の誇りと自信の源泉であり、これを守り、伝えることが古都保存法に求められる社会的役割であり、現役世代の責務である。すでに、古都保存行政は歴史的風土の凍結型保存から活用・継承に方向転換している。今後も社会の変化を見通して、次世代でも、わが国都市政策の根幹として役割を果たしてほしい。

【関連文献】越澤明『GREEN AGE』2015年5月号

2

川名 達哉

公益財団法人 鎌倉風致保存会 常務理事兼事務局長

Tatsuya KAWANA (Chairman and Chief of the Secretariat, Kamakura Scenic Preservation Society)

1. 歴史的風土の保存に向けて

高度経済成長期の昭和30年代から40年代にかけて首都圏に位置する鎌倉市においても大規模開発が盛んに行われ、この間に市域の約1/8にあたる約500haの樹林地が消滅した。1964年(昭和39年)1月には、鎌倉の聖地である鶴岡八幡宮の裏山にも開発の手が伸びるに至った。

この辺りは御谷(おやつ)と呼ばれる谷(やと・やつ)で、鎌倉にある谷の中で唯一名前に「御」がつけられている大変重要な場所である。平地部分は源頼朝が八幡宮寺(現在の鶴岡八幡宮)を建立するにあたり、重要な役職に加えた供僧(ぐそう)の僧坊が建ち並んでいたところ(二十五坊跡)で、また周囲の山は、原生林的面影を残している場所であるとともに、北側部分は「後醍醐(さんごほう)」という霊地で古くから修業の場であったことから、歴史的、学術的にも貴重な場所であった。

この一帯は、古都鎌倉を代表する豊かな風致を維持することを目的として、1938年(昭和13年)に鎌倉風致地区に指定され、建築物その他の工作物の設置、土地形質の変更、木竹土石類の採取等については神奈川県風致地区規則で規制がなされていたが、個人の財産権に対する損失補償制度を持たないことから受忍の限界を超える規制は困難であり、開発行為を禁止することはできなかった。

神奈川県知事に提出された風致地区における宅地造成の許可申請について、1964年(昭和39年)1月には鎌倉市長も支障なしと意見具申したこともあり、これを危惧し古都鎌倉の歴史的遺産と貴重な自然環境を守るための開発反対運動が開始されることとなった。当初は近隣住民を中心に一般市民から始まった市民運動に、鎌倉在住の文化人、著名人なども参加し、やがて

全国的な署名活動にまで発展した。わずか1週間で2万人を超える署名を集めて、県や市に陳情を行う一方、1年間にわたる根強い市民運動は「御谷騒動」と呼ばれマスコミにも大きく取り上げられた。



史都鎌倉を守ろう

13
39.12.2

目標は特別法の制定 批判を消化しつつ進む

【本紙記者 鎌倉市取材】鎌倉市は、古都鎌倉の歴史的風致を維持するため、1938年(昭和13年)に鎌倉風致地区に指定された。しかし、個人の財産権に対する損失補償制度を持たないことから、開発行為を禁止することはできなかった。この一帯は、古都鎌倉を代表する豊かな風致を維持することを目的として、1938年(昭和13年)に鎌倉風致地区に指定され、建築物その他の工作物の設置、土地形質の変更、木竹土石類の採取等については神奈川県風致地区規則で規制がなされていたが、個人の財産権に対する損失補償制度を持たないことから、開発行為を禁止することはできなかった。

神奈川新聞 昭和39年12月2日

作家の大佛次郎は、朝日新聞に連載した随筆「破壊される自然」等の中で開発反対の論陣を張り、新たな法律制定の必要性を求めるとともに、市民からの寄付を募り土地や歴史的建造物を保全するイギリスのナショナル・トラスト運動を紹介した。

古都鎌倉の貴重な環境は市民自らの手で守らなけれ

ばならないという機運が高まる中で、大佛次郎ら市内在住の主だった人々を中心として1964年(昭和39年)12月25日に財団法人鎌倉風致保存会を誕生させた。

その設立趣意は次のように説明されている。

「鎌倉は自然の風光と豊かな文化財に恵まれているが、これを大切に保存して後世に伝えることが鎌倉の誇りであると同時に、鎌倉に託された尊い使命であると信じます。

しかし、この風致や文化財を保存することは、他面において個人の所有権を規制することが大変に困難な問題であります。

現在の国や県、市の行政では、これを調整処理する機能がありませんので、ここに財団法人鎌倉風致保存会を設け、将来に保存すべき風致の地域や物件を具体的に認定し、その認定したものを保有し、さらにこれを維持管理しようとするものであります。」

このように、当時の法制度の中では行政による歴史的な景観の保存に限界があった状況を踏まえ、鎌倉風致保存会を設立し保存と私権の調整を図りつつ、自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えていくためのナショナル・トラスト運動を展開しようとするものであった。そのために、当初5年間で5億円の資金調達を目標とした募金活動を展開するとともに、保存すべき対象として、①歴史的文化財を中心として、その環境の保存を要する地域、②学術的(特に自然科学的)価値により保存を要する地域、③鑑賞的風致を維持するため保存を要する地域を抽出し、1965年(昭和40年)11月27日に認定した。この地域は文化財と一体となった地域を重視し、その重要性から歴史的にもっとも重要な地域(第1級地)29カ所390ha、1級に次ぐ地域(第2級地)24カ所205ha、風致を維持する地域(第3級地)16カ所257haの三段階に分け合計69カ所852haとなっている。

1966年(昭和41年)6月には御谷の宅地造成予定地の一部約1.5haを1,500万円で取得したことから「御谷騒動」は一件落着し、これが日本のナショナル・トラスト第1号を自負する鎌倉風致保存会の最初の事業となった。

2. 古都保存法の成立

時期を同じくして、京都市、奈良市などでも同様の

問題が生じており、乱開発から古都の自然景観を守ろうとする動きが高まりはじめてきたが、当時のどの法律をもってしても古都を守れない現実に直面し、新たな法制度の必要性がクローズアップされることとなる。

1965年(昭和40年)1月25日には、当時の山本正一鎌倉市長が京都市、奈良市を訪問し3市による連絡協議会の設置、特別法への立法運動への協力を両市長に要請し賛同を得た。



神奈川新聞 昭和40年1月27日

また、国や為政者への法規整備の働きかけにより3月には自民党国会議員有志で議員立法として「古都保存法」を国会に提案することが明らかにされ、衆議院法制局で立案作業に入った。法律制定までの経過について当時作成された資料が残されているので、その内容を以下に紹介する。

古都保存関係経過 1965年(昭和40年)

- 3.17 地元関係国会議員有志で「古都保存世話人会」を結成。地元行政団体を招いて院内において第1回世話人会を開催、議員立法として「古都保存法」を国会に提案する用意のあることが明らかにされ協力を求められた。以後衆議院法制局にて立案作業に入る。
世話人 神奈川 田川誠一(衆) 河野謙三(参)
(7名) 京都 田中伊三三(衆) 小川半次(衆)
奈良 奥野誠亮(衆) 前田正男(衆)
新谷寅三郎(衆)
- 4.2 「古都保存法案」をはじめとし、保存運動を展開するため三古都の関係者が京都府会に集まり「連絡協議会」の結成を図った。
神奈川県、京都府、奈良県、鎌倉市、京都市、奈良市が出席賛同を得る。
- 4.8 第2回世話人会 院内で開催 法案第2次案討議
- 5.11 第3回世話人会 院内で開催 法案第3次案を討議し、席上意見を容れて第4次案を作成し、自民党内の審議を経て現国会に上程を見込む。
- 5.14 自民党建設部会審議通過
- 5.17 自民党地方行政、財政、建設、文書、社会労働、首都圏、近畿圏、内閣の合同部会で審議通過
- 5.18 自民党政調審議会で審議 結論保留
第1回「古都保存連絡協議会」を東京で開催、2県、3市(京

- 都府は欠席)の知事、市長、議長が出席、立法化推進を決議 関係国会議員を囲んで強く要望
- 5.20 自民党政調審議会で延長国会対策上、現国会での議員立法案件は見送るとの党の意向にもとづき「古都保存法案」の現国会上程は見送りとなった。
- なお、世話人においては今後、党内政調審議会、政務調査会、総務会、国会対策委員会、役員会や、超党派工作を経て参議院選明け臨時国会冒頭に提案できるよう働きかけを行う模様
- 5.25 自民党役員会、総務会で「古都保存法案」の内容については了承
- 「中国縦貫自動車道法案」と抱き合わせて現国会への提案の可否を党7役に一任。
- 5.26 世話人会と大蔵省との意見調整(建設省同席)
- 大蔵省意見：現行都市計画、風致地区の拡大で処理できるのではないが、
全額国庫負担には同意しがたい。
- 世話人意見：一般的風致ではなく、歴史的意義を有することによって特殊な意義を持っている。したがって財政負担面においても民族的歴史性が国家的立場を要請することになる。
- 以上意見対立で今後の調整に委ねる。
- 5.28 自民党役員会にて「古都保存法案」の現国会上程は見送りとなる。
- 5.31 自民党政調審議会及び各部会長合同会議にて
・次国会議員提出法案候補第1号として各党共同提案方式をもって上程する旨確認。
- 6.1 第48通常国会閉会
- 7.29 奈良県にて第1回古都保存連絡協議会幹事会を開催
小浜自民党政調調査役、大塩建設省都市計画課長出席の上
- 1 三都市の保存計画交換
2 今後の活動日程を確認した。
- 8.4 第4回世話人会、院内で開催(植木光教(参・京都)、小泉純也(衆・神奈川)を加えて9名)
- ☆ 自民、民社、社会三党共同体制を整えるため超党派工作を行う。
- ☆ 9月臨時国会を目途に作業を進める……ことで意見一致。
- 8.10 第2回古都保存連絡協議会を東京で開催、2県3市の知事、市長、議長が出席、自民、民社、社会三党の地元関係国会議員を招いて
- ☆ 三党共同提案方式により、9月臨時国会での立法化を強く要請し、出席議員もこれを了承
- 8.11 新たに党派別古都保存常任世話人会結成。
- 8.17 三党共同第1回古都保存常任世話人会を赤坂プリンスホテルにて開催
- ☆ 新たに田川誠一氏(自民・衆・神奈川)を常任世話人として加え計17名
- ☆ 近畿圏保全立法化は「古都」とは別に建設大臣に申し入れる。
- ☆ 古都保存法案の内容を補償のみならず保存整備まで盛り込んだものに補強することとして衆議院法制局で検討させる。
- ☆ あくまで10月臨時国会提案をはかる。
- ☆ 9月10日頃第2回世話人会を開いて補正法案を審議し、それを各党に持ち帰って党内工作に入る。
- 旨、意見の一致をみた。
- 8.27 衆議院法制局第4部相川課長一行京都、奈良現地視察。
- 8.30 第2回古都保存連絡協議会幹事会を鎌倉市で開催、今後の活動方針、協議会補正予算及びPR写真集作成を決定。
- 10.25 第3回古都保存連絡協議会幹事会を東京で開催、法案の検討、パンフレット要望書及び今後の活動方針について

- 協議し、対策本部を東京に設置することを決めた。
- 10.26 第3回古都保存連絡協議会を東京で開催、法案内容の検討、今後の活動方針について協議後、三党共同第2回古都保存常任世話人会を傍聴。
- 三党共同第2回古都保存常任世話人会院内で開催、法案について討議、8/17案に対し一部世話人意見、大蔵省意見を折り込んで修正した案。
- ☆ 施設整備の字句を加えた。
- ☆ 補償対象を整理して「他法令により不許可処分を受けたもの」「社会通念上、歴史的風土保存の趣旨に反するもの」については補償対象から除外する。
- ☆ 土地の買入れ、補償についてその事務を府県(市)に委ね、その費用は一部負担方式(4/5～3/4)とする。
- ☆ 買入れた土地の管理は府県(市)において行う。
- ☆ 提示、討議された、これについての修正案に対しては異論なく、新たに
- ☆ 法の実行を期するため、違反に対する強制撤去権を知事(市長)に附与するとともに罰則(罰金額)を強化すべきとの意見があり、結局
- ☆ 罰金を強化する。
- ☆ 直ちに党別世話人において各党内工作を行い、三党共同建設委員長提案として上程する。
- ことになった。
- 10.2 自民党政調建設部会において法案審議、通過
- 10.29 自民党政調審議会で審議、通過
- 11.2 自民党総務会で審議、通過
- これをもって、自民党内手続き完了。
- 11.4 罰則強化修正案について社会党阿本世話人了承
- 11.5 衆院建設委理事會にて古都法案の取扱い協議。
- ☆ 日韓批准後直ちに審議に入り12月5日を衆議院通過の目途、以後直ちに参院へ
- ☆ 衆院建設委審議日程は提案理由、質疑を1回、公聴会を1回、現地視察を1回とする。
- 11.9 社会党政審建設部会にて古都法案審議通過。
- 11.12 衆院本会議日韓案件強行採決。
- 12.13 第50回臨時国会空白のまま閉会、古都法案上程保留。
- 12.20 第51回通常国会開会
- 12.23 三党共同第3回古都保存常任世話人会開催(都市センターホテル)
- ☆ 最終法案審議の上、今国会既刻上程を決議。
- 午後、三党地元選出国会議員、衆議院建設委員、自民党政調建設部長、文教部会長が提出者となり衆議院に法案を提出。
- 12.24 衆議院建設委員会審議可決。
- 12.25 衆議院本会議可決、直ちに参議院に送付。
- 12.28 参議院建設委員会審議可決。
- 12.29 参議院本会議可決、成立。

このような経過により1966年(昭和41年)1月13日法律第1号として「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)が交付され、4月15日から施行された。

この古都保存法は、古都3府県の議員による立法ではあるが「御谷騒動」などの市民運動と、それによって起こったわが国初の世論の力による画期的な世論立法ともいえるべきもので、まさに歴史的な意義をもつものと言える。

鎌倉市では、歴史的風土保存区域については既に検討の終わっていた鎌倉風致保存会案約855haを原案として提出し、その後、県、国で慎重に検討された結果、原案より縮小された約695haが12月14日に官報で公示された。歴史的風土特別保存地区の決定にあたっては鎌倉市風致保存団体協議会（鎌倉三日会他6団体）が鎌倉市長、神奈川県知事、建設大臣、神奈川県地方都市計画審議会会長、歴史的風土審議会会長宛に歴史的風土保存区域全域を特別保存地区に指定するよう要望書を提出しているが、歴史的風土保存区域の枢要な部分として約226.5haが翌年3月2日に、特別保存地区として都市計画決定された。

歴史的風土保存区域は3回の変更を経て現在989haとなり、また、歴史的風土特別保存地区も3回の変更を行い573.6haとなり当初の市民要望に近い面積が指定されている。

鎌倉は三方が山に囲まれ南が海に開けた地形で外から攻め入れにくく、防衛しやすいことがこの地に頼朝が幕府を開いた理由の1つとなっている。この自然の要害こそが歴史的風土を構成する枢要な部分との考え方もあり、鎌倉市緑の基本計画では歴史的風土保存区域の山林部分約201.8haの特別保存地区への指定拡大を目標としている。

「歴史的風土」とは、古都保存法第2条第2項において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定義されている。区域指定にあたっては景観的一体性の確保から歴史的風土の背後に建物などが望見されないよう稜線からさらに外側までを区域とするなどの配慮がなされている。鎌倉市においては眺望点と歴史的風土の背後の山の勾配等を勘案して稜線より50m、30m、20m後方までが指定されている箇所がある。

この指定方法は歴史的建造物等と一体となった景観を保存するうえで効果的なものであるが、鎌倉市では区域指定に合わせ独自の施策として市税条例を改正し、歴史的風土保存区域内の山林、池沼、原野を課税免除としたことから、課税の基礎となる公図の筆界ではなく筆を割っての区域指定に対し、地形図上の距離を公図に落とし面積を按分する作業等について税担当課や地権者との調整の実務において非常に苦労した経過がある。

歴史的風土特別保存地区の指定により鎌倉風致保存会が保存すべきとして認定した多くの区域は恒久的保存が図られることとなり、会の目的が達成された安堵感から活動も停滞し、1970年（昭和45年）には休眠状態という思わぬ結果を生じさせた。

3. 鎌倉風致保存会活動再開

1981年（昭和56年）頃になり歴史的風土保存区域内に開発の動きが見えはじめたことなどから、1982年（昭和57年）5月に上野豊日本商工会議所副会頭（当時）が新たな会長に就任し、新体制で活動を再開した。

1983年（昭和58年）には大佛次郎茶亭を保存建造物に指定し、翌年には墓地造成等の相談が多く寄せられていた十二所果樹園（近郊緑地保全区域（一部歴史的風土保存区域）約5.0ha）の一部を保存のために賃借。2006年（平成18年）には全体を買収した。また、1990年（平成2年）には笹目緑地（歴史的風土保存区域 約1.2ha）を買収し、2013年（平成25年）～2014年（平成26年）には「旧坂井邸」（昭和2年建築の登録有形文化財）の土地と建物（歴史的風土保存区域0.3ha）の遺贈を受け事務所とし利用しながら保存している。現在所有地は4カ所約8.1ha、所有建物は1棟（延床面積386.7㎡）となっている。

所有地の管理は多くの会員ボランティアと、一般ボランティア、企業ボランティア等を募り実施している「みどりのボランティア」（樹林管理作業のボランティア）活動参加者の善意により支えられている。

2015年（平成27年）度の実績は、会員の自主事業、史跡地の管理等も含め86回、延べ1,232人が参加した。

また、次世代への啓発活動として市内の公立中学7校の3年生を対象とした樹林管理等のボランティア体験活動、小学生等を対象とした樹林管理等の模擬体験イベントや、就学前児童を対象としたウメ、クリの収穫体験などを行っている。

このように鎌倉風致保存会の活動は着実に成果を上げてきたが、会員等参加者の高齢化、固定化傾向もあり会の活性化も大きな課題となっている。

先人たちの汗と苦労の結晶である50年の歴史の重みを財産とし、今後もさらに会の活動を充実させ、鎌倉の自然の風光と豊かな歴史的資産を後世に伝える目的に邁進していきたいと考えている。

麻崎 久美子

ゴールドマン・サックス コーポレート・エンゲージメント

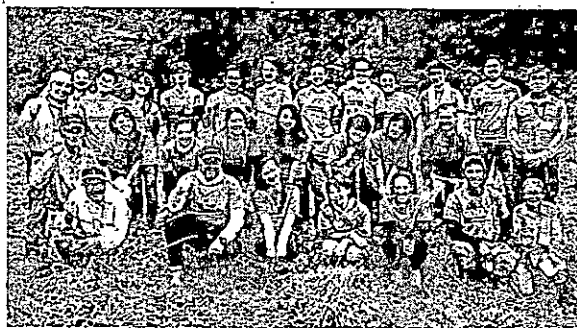
1. 企業の社会的責任

ゴールドマン・サックスは、企業としての社会的責任を真摯に受け止め、世界中で展開する事業拠点を中心に、各地域の社会、環境、経済のニーズに対応する取り組みに力を注いでいる。こうした社会貢献活動は、①社会全体の持続的な発展への寄与、②社員にリーダーシップを発揮する場を与える機会、③コミュニティとの連帯感の醸成、④会社貢献に力を注ぐ会社で働くことへの社員の満足度の向上、という観点からも、意義のある活動だと考えている。企業で働く社員一人ひとりが、自分たちの暮らし働いている地域社会作りに何らかの形で貢献することは、企業人としての責任であると考え、ゴールドマン・サックスでは経営陣をはじめとする社員が積極的にコミュニティ貢献活動に関わり地域への貢献をすることが企業文化として根付いている。

2. コミュニティ・チームワークス (CTW)

1997年にコミュニティ・チームワークス (以下、CTW) プログラムが全世界のゴールドマン・サックスのオフィスで立ち上がった。このプログラムは、毎年春から夏にかけて一定期間に世界中のオフィスで一斉に行われる社員参加型のボランティア活動推進プログラムである。当社の社会貢献活動の中で最も社員からの認知度が高いプログラムで、毎年東京オフィスの70%以上の社員が参加をしている。今年20周年を迎えたこのプログラムがこれだけ高い参加率を維持し続ける要因として、経営陣の理解と自らの参加や、社員が参加しやすい環境整備がされていることに考えられる。このプログラムは、参加社員に1日有給休暇が付与され、活動に参加するための交通費や昼食代等は会社が負担をしている。また内容によっては社員の家族や友人も一緒に参加をすることができる。社員が子どもを連れて参加をするケースも少なくない。毎年平均して約60のプロジェクトが用意され、社内のイントラネットを通じてボランティアの募集を行っている。イントラネット上に掲載されたさまざまな分野のボランティア活動の中から、一人ひとりの興味や関心に合った活動に自由に登録し参加することができる。会社が紹介するボランティア活動に参加する

中で、より深く支援活動に関わりたいという社員が増えている。そうした意欲の高い社員がリーダーシップを発揮してもらう機会として、CTWのプログラムの中に「Employee Initiates Project (以下、EIP)」を設けている。EIPは社員が個人的に支援する、または支援したい団体と直接プロジェクトを企画し、CTWとして他の社員の参加を促すというもので、社内で支援の輪を広げる機会にもなっている。年々EIPを利用する社員が増加しており、毎年複数名で活動を企画するチームもある。こういったリーダーシップやチームワークは仕事でも活かされ根付いており、また社員自身がバランスの取れた企業人となっているという効果もある。



御谷山林にて

3. 鎌倉風致保存会と協働の活動

公益財団法人鎌倉風致保存会はゴールドマン・サックスが前述のCTWを開始した当初から協働している組織のひとつである。2001年より、日本最初のナショナルトラスト団体といわれている鎌倉風致保存会の「みどりのボランティア」という活動に、毎年ゴールドマン・サックスからボランティアを派遣し環境保全のお手伝いを継続している。緑の山々に囲まれ、歴史と自然が一体となった美しい鎌倉の市街地の景観は昔から人々の努力によって守られてきたという。ゴールドマン・サックスからは人材の他に作業用の道具などの購入・維持費用として資金的援助も行う。活動日当日の作業に使う鎌などの道具はすべて鎌倉風致保存会が準備されるので、ボランティアは手ぶらで気軽に参加でき、道具の使い方などについてはベテランのボランティア・リーダーの方々に指導してもらえるので誰でも安心して参加ができる。背丈ほど

まで伸びた草木を鎌で刈る体験はかなりの肉体労働ではあるが、日ごろ六本木の高層ビルでデスクワークが中心の社員たちにとってはリフレッシュの機会にもなる。草刈作業後は活動前後のビフォー&アフターが明確に見えるので成果が見えやすい。建長寺や十二所果樹園をはじめとして、中には鎌倉の住宅地にある活動場所もある。草木が生い茂っていた敷地がすっきりと刈られた後の変化に周辺住民から感謝の声が聞けるのも嬉しいというボランティアも少なくない。また、外国人社員にとっては美しい古都鎌倉の観光とボランティア活動を同時にできるという魅力もある。社員が子どもを連れて参加するケースも目立つのがこの鎌倉風致保存会との活動の特徴である。リピーターの参加も多く、2001年の協働開始以降、延べ2,676名の社員が鎌倉風致保存会のボランティア活動に参加している。



作業に没頭し気持ち良く汗をかく社員ボランティア

表 プロジェクト数とボランティア人数

	プロジェクト数	ボランティア人数
2001	5	140
2002	5	128
2003	5	147
2004	6	196
2005	5	181
2006	5	131
2007	6	187
2008	8	225
2009	8	165
2010	6	167
2011	8	270
2012	5	156
2013	7	120
2014	6	126
2015	8	212
2016	6	128

4. 企業の社会貢献活動として環境保全に取り組む意義

ゴールドマン・サックスでは、健全な地球環境の維持は、持続的な経済発展の基礎となり、より良い社会の構築、心身の健康、そしてビジネスにとっても欠かせないものだと考える。古都の保全や緑地保全の活動は目に見える成果のみならず次世代を担う若者や子どもへの教育機会になるとも考えている。社員の子どもの積極的な鎌倉風致保存会との活動に参加させる他に、東京都世田谷区にて世田谷三丁目緑地の保全活動や千葉県習志野市の谷津干潟での環境保全や子どもたちへの環境教育のボランティアも行っている。前述の活動地は日ごろから近隣の小学校等の授業でも使われており、保全活動に協力することで間接的に子どもたちの環境教育にも協力していると考えている。

5. おわりに

この度、古都保存法施行50周年となる節目にこのような機会をいただけたことは大変光栄である。ゴールドマン・サックスの社会貢献活動のシンボルとも言えるCTWは、鎌倉風致保存会との協働なしにはその歴史は語れない。古都保存法に基づく「古都」に指定された鎌倉市の伝統と文化を社員ボランティアとともに今後も継続して守っていくお手伝いをしていきたい。



鎌倉風致保存会の方々との交流